

児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、児島湖畔環境保全アダプト推進事業実施要領(以下「実施要領」という。)及び岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「県規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域住民や企業等の団体(以下「活動団体」という。)が県と市町の支援のもとに、清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、県民の共有財産である児島湖の環境保全を推進することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、活動団体が購入する清掃用具等の購入費用等とする。
2 活動団体が第6条の交付決定を受けた年度の4月1日から交付決定までの間に児島湖畔環境保全アダプト推進事業のためにした支出で、前項に定める交付対象の項目に該当すると知事が認めるものについては、交付対象に含めるものとする。ただし、前年度に補助金の交付を受けた活動団体に限る。

(補助率等)

第4条 この補助金の補助対象となる対象経費、補助率、補助額等は別表に定めるところによる。
2 削除
3 県や市町から支給される物品は、補助金の対象外とする。

(交付申請)

第5条 活動団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、活動団体の代表者に通知するものとする。
2 知事は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、前条の規定による交付決定通知後、概算払を希望する活動団体の代表者に速やかに補助金を概算払するものとする。
2 活動団体の代表者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金概算払請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 活動団体の代表者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、知事あてに提出しなければならない。
2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第9条 活動団体の代表者は、補助事業（第6条第1項の規定による交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするときは、軽易な変更を除き、速やかに児島湖畔環境保全アダプト推進事業変更承認申請書（様式第3号）を知事あてに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、活動当日の現場の状況により補助事業の内容に変更が生じた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。
- 3 第1項に規定する軽易な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 交付決定額の20パーセント以内での、各経費の変更
 - (2) 交付決定額の20パーセント以内の減額

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 活動団体の代表者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、児島湖畔環境保全アダプト推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の検査等)

第11条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、活動団体の代表者に対し報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- 2 知事は、前項の検査により、実施要領、県規則及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(補助事業の実績報告)

第12条 活動団体の代表者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに児島湖畔環境保全アダプト推進事業活動実績報告書（様式第5号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による活動実績報告書を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額（第9条第1項ただし書きによる場合は、活動実績報告書に基づき適切であると認められた額）を確定し、活動団体の代表者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査に当たり、必要があるときは、活動団体の代表者に対して報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る補助事業が適正に行われたかどうか調査することができるものとする。
- 3 知事は、前項の検査により、実施要領、県規則及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(補助金の精算払等)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、精算払を希望する活動団体の代表者に補助金を精算払するものとする。

- 2 活動団体の代表者は、前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金精算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、第7条の規定により交付した補助金額に過払額が生じた場合は、活動団体の代表者に当該過払額の返納を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第10条の規定による補助金の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 活動団体の代表者が、実施要領、県規則若しくは本要綱又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 活動団体の代表者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 活動団体の代表者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付の期限は、当該返還及び納付の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助事業の経理等)

第16条 活動団体の代表者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 活動団体の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第10条の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年 5月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年 3月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年 7月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年 3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年 1月24日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成25年 5月17日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成26年 4月14日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成27年 9月 9日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表

対象経費	補助率	補 助 額	摘要
清掃、草刈り、浮遊ごみの回収、植栽管理等に要する物品の購入費	10分の10以下	1団体当たり30,000円（ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は50,000円）を上限とする。	鎌 軍手 火バサミ 手あみ 植物の苗、肥料 その他必要な物品
流木等ごみの処理に特別の経費を要する場合であって、知事が特に必要と認める経費		1団体当たり100,000円（ただし、当該団体の登録人数が100人以上の場合は150,000円、150人以上の場合は200,000円）を上限とする。	
湖内清掃を実施する場合であって、船の借り上げ等に要する経費		1団体当たり30,000円を上限とする。	